

覚書

富山県市町村職員共済組合ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県医師会（以下「乙」という。）とは、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年4月1日付をもって締結した平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書（以下「契約書」という。）について、次のとおり覚書を締結する。

記

（消費税法等改正に伴う委託料単価）

第1条 平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、別表「実施機関一覧表」の税法改正後の1人当たり委託単価を適用する。

ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日をまたいで実施した場合（同年3月31日までに初回面接を実施）の委託料（初回面接分支払額に限る）は、原契約のとおり税法改定前の1人当たり委託料単価を適用する。

（消費税法等改正に伴う差額の支払い）

第2条 税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）と税法改正後の1人当たり単価（消費税含む）との差額の支払いは、税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）による委託料の支払いを行った後に行うものとする。

2 前項の差額の算出に際して小数点以下の端数が生ずる場合は、四捨五入により1円単位とする。

（国民健康保険組合の支払日）

第3条 国民健康保険組合の前条第1項の支払いは、契約書第6条第1項の基づく請求であって、平成26年4月から同年7月までの間に行われたものについては平成26年10月に、平成26年8月から9月までの間に行われたものについては平成26年12月に、平成26年10月から12月までの間に行われたものについては平成27年3月に、平成27年1月から平成27年3月に行われたものについては平成27年6月に、それぞれ行うものとする。

2 乙又は実施機関が、契約書第7条第3項の規定により再度請求を行った場合には、その請求を行った日を前項の請求が行われた日とする。

(有効期間)

第4条 この覚書は、平成26年4月1日から適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうち甲・乙それぞれの1通を保有するものとする。

平成26年3月31日

委託者（甲）

富山県市町村職員共済組合

ほか1,024保険者

契約代表者

富山県市町村職員共済組合

富山県富山市下野字豆田995-3

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋 正樹



受託者（乙）

公益社団法人富山県医師会

代表契約者

富山県富山市蜷川336

公益社団法人富山県医師会

会長 馬 瀬 大 助

